

平成30年 第3回上島町議会臨時会会議録			
招集年月日	平成30年5月16日（水）		
招集の場所	弓削総合支所庁舎 議場		
開 会	平成30年5月16日 午前8時40分宣告		
応 招 議 員	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	1番 村上 要二郎 2番 林 康 彦 3番 池 本 光 章 4番 大 西 幸 江 5番 藏 谷 重 文 6番 寺 下 満 憲 7番 檜 垣 一 成 8番 平 山 和 昭 9番 前 田 省 二 10番 土 居 計 彦 11番 池 本 興 治 12番 松 原 彌 一 13番 亀 井 文 男 14番 濱 田 高 嘉	
不応招議員	なし		
出 席 議 員	応招議員のとおり		
欠 席 議 員	なし		
自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 3 4 5 6 7	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 課 長 消 防 長 管 財 課 長 税 務 課 長	宮 脇 馨 村 上 和 志 濱 田 和 保 古 本 正 濱 田 将 典 河 端 光 法 黒 瀬 智 貴
議員・職員以外で会議に出席した者			
会議に職務のため出席した者の職氏名	1 2 3	議会事務局長 議会事務局 係長 議会事務局 書記（臨時）	東 秀 彦 田 房 聡 子 久 保 真 弓

町長提出議案の題目	1 専決処分の承認を求めることについて（上島町税条例等の一部を改正する条例） 2 専決処分の承認を求めることについて（上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） 3 工事請負契約の締結について（岩城開発総合センター特定天井耐震改修工事） 4 物品売買契約の締結について（救助工作車購入事業）
その他の題目	1 議員派遣報告（上島町立小学校入学式） 2 議員派遣報告（上島町立中学校入学式） 3 議員派遣報告（魚島国民健康保険診療所竣工式）
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 1 番・議員 村上 要 二 郎 2 番・議員 林 康 彦
会 期	平成30年5月16日（1日限り）
傍聴者数	6名（男5名 ・ 女1名）

◎ 開 会

○（濱田 高嘉 議長）

ええー、ただ今の出席議員は全員です。ただ今から「平成30年第3回上島町議会臨時会」を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名

○（濱田 高嘉 議長）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第119条の規定により、村上議員、林議員を指名します。よろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定

○（濱田 高嘉 議長）

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。議会運営委員長に、会期について報告を求めます。議会運営委員長 平山 和昭議員、お願いします。

(平山議長、登壇)

○(8番・平山 和昭 議員)

ええー、おはようございます。議会運営委員長からご報告を申し上げます。

平成30年第3回臨時会の会期は、本日1日限りとし、議事日程につきましては、お手元の、お手元に配布のとおり進めることにいたします。

どうか本臨時会の慎重なるご審議と、議会運営に格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わります。

(平山議長、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

お諮りいたします。ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、本臨時会の会期は、本日、5月16日、1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。(複数の「ありません」の声あり)異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3、議案第7号

○(濱田 高嘉 議長)

日程第3、議案第73号「専決処分の承認を求めることについて(上島町税条例等の一部を改正する条例)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい。議案第73号、「専決処分の承認を求めることについて」、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

1. 事件「上島町税条例等の一部を改正する条例」、2. 処分年月日「平成30年3月31日」提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第125号)、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成30年政令第126号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第127号)、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、関係規定を整備する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものでございます。

なお、変更内容につきましては、黒瀬税務課長から説明いたします。よろしく願いいたします。

○(黒瀬 智貴 税務課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、黒瀬税務課長。

○(黒瀬 智貴 税務課長)

はい。それでは、改正点について説明させていただきます。今回の改正は、国の上位法の公布に伴い、関係規定を改めたものです。主な改正内容ですが、個人所得課税の見直しにより、平成33年度分個人町民税から適用となる変更点の関係規定の整備、固定資産税につきましては、土地の負担調整措置等の現行の仕組みを3年延長する規定の整備、たばこ税の見直しに係るたばこ税率の引き上げ、加熱式たばこの課税方式の見直し等になっております。その他法律改正に伴い関係規定を整備したものです。参考資料の新旧対照表をご覧ください。まず、2/46、3/46 ページをお開きください。2/46 ページの第24条、3ページの第34条の2、34条の6は、個人町民税の非課税範囲の改正、基礎控除・調整控除に所得要件を創設する改正となります。

続きまして、15/46 ページから 21/46 ページとなります。まず、ええー、15/46 ページをお開きください。たばこ税の関連規定の整備となります。第92条では、製造たばこの区分を新たに創設しております。16 ページ、第93条の2では、加熱式たばこ関連の新設、第94条では、加熱式たばこに係る紙巻きたばこへの換算方法についての規定の整備となります。また、94条につきましては、35 ページお願いいたします。こちらが第2条による改正となります。また、37 ページの第3条による改正、39 ページの第4条による改正、41 ページの第5条による改正により、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行する規定の整備となります。20 ページをお開きください。第95条の改正については、たばこ税率の引き上げの改正となります。これにつきましても、先ほどの第3条による改正、第4条による改正により、平成30年10月1日から3段階で引き上げとなる規定の整備となります。

続きまして、29 ページをお開きください。附則第11条の見出しから 33 ページの附則第15条第2項までの改正については、土地税制の負担調整措置等の現行の仕組みを3年間延長に伴う規定の整備です。文言が28年度、または、29年度から31年度、または、32年度に改正となっております。

続きまして、44 ページをお開きください。第6条による改正については、「上島町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第16号）の一部改正となっており、法律改正にあわせて改正しております。その他、法律改正等に伴い、条項ズレ、字句の改正等、関係規定を整備しております。

なお、この条例は平成30年4月1日から施行となりますが、各条項により施行期日が異なっております。詳細につきましては、改め文の11/19 ページをご覧ください。附則第1条及び同条第1号から第10号のとおりとなりますので、お目通しください。

以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありま

せんか。（複数の「ありません」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（沈黙）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第73号「専決処分の承認を求めることについて（上島町税条例等の一部を改正する条例）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第73号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第4、議案第74号

○（濱田 高嘉 議長）

続きまして、日程第4、議案第74号「専決処分の承認を求めることについて（上島町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○（村上 和志 副町長）（挙手）はい、議長。

○（濱田 高嘉 議長） 村上副町長。

○（村上 和志 副町長）

はい。議案第74号、「専決処分の承認を求めることについて」地方自治法第179条第1項の規定により下記のとおり、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

1. 事件「上島町国民健康保険税条例を改正する条例」、処分年月日、平成30年3月31日。提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、関係規定を整備する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分をしたものでございます。

なお、改正内容につきましては、黒瀬税務課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○（黒瀬 智貴 税務課長）（挙手）議長。

○（濱田 高嘉 議長） はい、黒瀬税務課長。

○（黒瀬 智貴 税務課長）

はい。それでは、改正点について説明させていただきます。こちらの改正につきましては、「上島町税条例等の一部を改正する条例」と同様に、国の上位法の改正に伴い、関係規定を改めたものです。参考資料の、新旧対照表をご覧ください。2/9ページをお開きください。第2条第2項の基礎課税額の限度額が54万円から58万円に引き上げとなっております。

続きまして、6/9ページから8/9ページをご覧ください。第23条第1項第2号、第3号につきましては、低所得者への負担軽減策として、5割軽減判定基準を27万円から27

万5千円に、2割軽減判定基準を49万円から50万円に引き上げたものです。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行しております。以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありますか。（「ありません」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。（複数の「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第74号「専決処分の承認を求めることについて（上島町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第74号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5、議案第75号

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、日程第5、議案第75号、「工事請負契約の締結について（岩城開発総合センター特定天井耐震改修工事）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長)（挙手）はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい。議案第75号、「工事請負契約の締結について」次のとおり請負契約を締結することについて、議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的「岩城開発総合センター特定天井耐震改修工事」、2. 契約の方法「一般競争入札」、3. 契約金額「金5千万4千円」、4. 契約の相手方「今治市南大門町一丁目1番地の15、四国通建株式会社、代表取締役阿部健」。提案理由といたしましては、岩城開発総合センター特定天井耐震改修工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

なお、工事概要につきましては、河端管財課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○(河端 光法 管財課長)（挙手）議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、河端管財課長。

○(河端 光法 管財課長)

はい。議案第75号の「岩城開発総合センター特定天井耐震改修工事」の概要についてご説明申し上げます。この工事は、建築基準法の改正により一定の基準を超える吊天井は

特定天井として耐震対策の強化が義務付けられましたが、岩城開発センター２階の大集会室の天井は吊天井で、耐震診断の結果、地震等で天井脱落の可能性があり、耐震性がないとの診断がされたため、天井の耐震改修を行うこととしたものです。

工法としましては、特定天井に該当しない安全性の高い「膜天井」に改修を行います。膜天井は、あー、軽くて柔らかい材質で、万が一脱落しても人的被害が生ずる可能性が極めて低く、また、音の反響を抑え吸音効果が高く、湿気にも強いという特性を持っております。

参考図面の参考資料の図面、1/5 ページをお願いいたします。これは、開発センターの位置図となっています。

2/5 ページをお願いいたします。開発センターを横から見た断面図で、緑色の部分が現在の天井部分になっております。まず、足場を組み立てまして、この既設の天井の撤去を行います。

3/5 ページをお願いいたします。既設天井を撤去した後に、赤の線の部分に、工場製作した「膜天井」を取り付けます。また、ええー膜天井の上に赤色の四角の囲みが２つ付いてありますが、これはあの換気設備で、中学校や体育協会から熱気の換気設備の要望があったことから、新たに設置することとしたものであります。

4/5 ページをお願いいたします。これは膜天井の取り付け詳細図です。膜天井の施工面積は 823 ㎡で、材質はポリエステル繊維に樹脂コーティングしたものであります。

最後の 5/5 ページをお願いいたします。大集会室中央の防球ネットの図面で、これも利用団体から要望で、現在２階に上がって人力で開け閉めしていますが、フロアで操作できるようにしてほしいとのことでしたので、ステージに向かって右側前面に操作盤を儲けて電動開閉式のネットに改修するものであります。これ以外に、照明器具につきましても LED に、LED 照明に取替を行います。資料の末尾に、入札結果一覧表と仮契約書の写しを添付していますので、ご参照ください。

なお、今回の工事を行う大集会室は、中学校の行事や体育協会等のミニバレーなどで利用されていますが、工事期間中は約３か月程度利用ができなくなりご不便をおかけすることになりますが、その間は長江体育館等のご利用をお願いしているところであります。

契約工期は９月３０日までとしています。早期完成を目指して、安全な状態に改修して、ご利用していただきたいと考えております。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番寺下 満憲 議員)

ええー、ちょっと参考までに伺いたいんですけど、ええー、この度一般競争入札にした理由ですね。その点について、ご答弁をお願いします。

○(河端 光法 管財課長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、河端管財課長。

○(河端 光法 管財課長)

はい。えっと、一応、今、町の基準では、5千万円を超える土木一式工事、建築一式工事、予定価格ですね、それは一般競争入札に付するという事でしたので、今回の案件がそれに該当しておりましたので一般競争入札にしたということでございます。（「3千万円」の声あり）3千万円でありました。失礼いたしました。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番寺下 満憲 議員)

ええー、指名入札ではいけなかったんですか。その点はどうですか。

○(河端 光法 管財課長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、河端管財課長。

○(河端 光法 管財課長)

一応、基準でそういう一般競争入札に図る基準を設けておりましたので、それに則って、あの一、行ったということでございます。

○(濱田 高嘉 議長)

他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑はこれで終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第75号、「工事請負契約の締結について（岩城開発総合センター特定天井耐震改修工事）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第76号

○(濱田 高嘉 議長)

ええー、続きまして、日程第6、議案第76号、「物品売買契約の締結について（救助工作車購入事業）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい。議案第76号、「物品売買契約の締結について」次のとおり物品売買契約を締結

することについて議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的「救助工作車購入事業」、2. 契約の方法「指名競争入札」、契約金額「金7千128万円」、4. 契約の相手方「愛媛県松山市大手町1丁目10番地1、株式会社岩本商会、代表取締役仙波誉子」。提案理由といたしましては、救助工作車購入事業について物品売買契約に付するため、地方自治法第96条第1項第8号並びに上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。なお、内容等につきましては、濱田消防長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○(濱田 将典 消防長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 濱田消防長。

○(濱田 将典 消防長)

はい。議案第76号、「救助工作車購入事業について」説明いたします。参考資料の1ページをお願いします。更新する救助工作車は、長さ:570cm、幅:190cm、高さ:270cm、定員2名、ええー、定員2名で3t車ベースの車両を使用いたします。また、上島町管内の道路に対応出来るよう、救急車とほぼ同じサイズとし、シングルキャブで救助資機材を多く搭載できる車両となります。主な資機材としましては、車両には、折りたたみ式のクレーンや車両の前後にウインチが配備されます。搭載する資機材は、車両事故救助器具、有毒ガス測定器及び熱画像装置などとなっています。資機材の詳細については、資料の1ページから2ページをご確認ください。

なお、ええー、参考として2ページに現、救助工作車の写真を掲載しております。この救助工作車の初年度登録は平成4年になっております。以上簡単ですが、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

この財源の内訳を教えてくださいと、それとあの一、現在のその作業車両ですが、これは以前、東温市かどっかで、の、が、いらないということで安く購入したと思うんですけども、現状的にこの作業車が本当に上島町に必要なのか。そして、それがあってによってまあ出動するということは悪いことなんですけれども、1回でも出動、そういうことがあったのか、そこら辺の報告等々をお願いします。

○(濱田 将典 消防長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、濱田消防長。

○(濱田 将典 消防長)

はい。ええー、前田議員のあの一回答いたします。えっと、まず、ええー、財源なんです、財源は起債と一般財源という形でさしていただいております。なお、先ほど、東温消防本部からのもらいという形でありましたが、これは平成4年に東温消防が、購入いたしまして、こちらの上島町消防本部には平成19年度に譲渡されました。これは、無償譲渡です。ええー、それから、今まで、こちらの方で、使用しておりましたが、老朽化が著しく購入に至ったものです。ええー、なお、先ほどの救助工作車の実用性と、についてですけれども、ええー、救助工作車は交通事故をはじめ、火災、水難事故等あらゆる災害に出動いたします、出動しようります。これらの救助活動において、迅速、安全に人命救助、救助活動を行うには重要な車両でございますのでご理解をいただきたいと思います。

なお、救助件数につきましては、過去の5年間の平均出動回数は5件となっております。ええー、回数、出動内容としましては、交通事故、これは閉じ込め事故も含めますが、水難事故、火災、酸欠事故等において出動しており、緊急性、重症性の高い事案が発生しております。以上、説明を終わります。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

ええー、私はあのー、「買うな」とは言ってないんですけども、まああのー、町長が日頃ですね、「財源が厳しい、厳しい」言う中でね、一般、上島町一般会計から買うということですよ。と言うことはですね、まあこれ、まあ話がこう違うんですけども、厳しいから教育費をぐっと減らしてみたりですね、そういうことでこういう大金を一般会計から出すのがいいのか悪いのか、そこら辺がちょっと疑問な点があるんですけども、そこら辺はどうですか。

○(宮脇 馨町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨町長)

ええー、ただ今のご発言ですが、こういった件に案件につきましては、あのーまあ、災害というのは、いつ起こるかわからないという認識の下にせざるを得ないと。で、万全の体制を整えざるを得ないという、そういう風な認識で行っております。で、確かに財政事情は厳しいですけど、例えば南海トラフに対応する対策とか、こういった緊急事態に対応する対策とか、そういったものに対してはですね、必要最小限というか、ええー、タイミングというのがあります。今回この救助工作車については、以前ええー、まあ中古と言いますか、そういったことで譲り受けたそういったものであったために耐用年数と言いますか、そういったものが経過しておるということなので、これはもう致仕方のないという判断をして、まあ更新したということになります。以上です。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、他に質疑ありますか。(「ありません」の声あり) 質疑がないようですから、こ

れで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第76号、「物品売買契約の締結について（救助工作車購入事業）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

（賛成者：村上議員、林議員、池本 光章議員、大西議員、藏谷議員、寺下議員、檜垣議員、平山議員、土居議員、松原議員、池本 興治議員、亀井議員、反対者：前田議員）起立、多数です。よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

日程第7～9、報告第8号～報告第10号

○（濱田 高嘉 議長）

続きまして、日程第7から9、報告第8号から10号、「議員派遣報告」を一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）「ご異議なし」と認めます。よって、報告第8号から報告第10号、「議員派遣報告」を一括議題といたします。本件につきましては、お手許に配布のとおり報告書が提出されております。

なお、報告第10号につきましては、会議規則第121条の規定に基づき、閉会中、議長において議員の派遣を決定したことを申し添えます。

報告第8号（上島町立小学校入学式）、報告第9号（上島町立中学校入学式）、報告第10号（魚島国民健康保険診療所竣工式）以上で議員派遣報告を終わります。

◎ 閉 会

○（濱田 高嘉 議長）

お諮りいたします。本臨時会の会議に付された案件は、本日で全ての審議が終了しました。よって、本日の会議を閉じるとともに、会議規則第7条の規定により、平成30年第3回上島町議会臨時会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）「ご異議なし」と認めます。

よって、本日の会議を閉じるとともに、本臨時会は本日で閉会することに決定しました。皆さんご起立願います。礼、お疲れさまでした。

（起立、礼）

（了）

（閉会：平成30年5月16日 午前9時13分）

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 濱 田 高 嘉

署名議員 村上 要二郎

署名議員 林 康 彦